科目名	法資格セミナー基礎（宅建セミナー）　Seminars for Legal Qualification Examinations						
科目担当者	宮田 浩史　MIYATA Hiroshi						
単位数	2	配当年次	1 年	授業形態	講義	開講学期	後期
履修学部・学科［区分］ 他学部他学科履修	法学部・法律学科［専門教育科目　進路支援科目］ 他学部他学科履修〇					ディプロマポリシーとの関連	(2)(3)
授業の概要	本講義は、法律関連の資格取得を目指す学生の皆さんが、資格取得に向けた基礎的な知識を取得しトレーニングを積む機会を提供するとともに、そのような機会に接することで、自らの将来の進路を確認し自律的に考えるようになることを期待して開設しています。 本年度は、宅建士試験対策を第一に考え、宅建業法や都市計画法・建築基準法といったやや実務的な法律を学びます。本格的な法律論の講義は法学部の専門教育科目で学ぶとして、講義では、「試験に出る実務的なレベルはこの程度の理解で足りる」ということを体感し、我々の生活に身近な細かい法的な事項を知ることで、まちづくりにも興味を持ってもらいたいと考えています。宅建士試験の受験を考えている人や不動産業界に興味がある人はもちろん、市役所等でまちづくりに取り組みたいという学生にも有益な授業にしたいと考えています。なお、各自がノート PC を持参して双方向的な授業を実施する予定です。						
授業の到達目標	①宅建業法など、まちづくりに不可欠な不動産取引の規制のあり方について理解できるようにする。 ②まちづくりの基本となる、都市計画法や建築基準法等の基本的な仕組みを理解できるようにする。						
授業計画・内容	1	イントロダクション、まちづくりに関する法律とは					
	2	不動産取引の適正化（宅建業法）①（宅建業法とは～免許の欠格事由）					
	3	不動産取引の適正化（宅建業法）②（免許換え～宅建士の欠格事由）					
	4	不動産取引の適正化（宅建業法）③（宅建業と宅建士～保証協会）					
	5	不動産取引の適正化（宅建業法）④（宅建業者が取引にあたり注意すべきこと）					
	6	不動産取引の適正化（宅建業法）⑤（3 大書面）					
	7	不動産取引の適正化（宅建業法）⑥（8 種規制）					
	8	不動産取引の適正化（宅建業法）⑦（報酬規制、その他）					
	9	都市計画法①　都市計画とはなにか					
	10	都市計画法②　都市計画のための規制（地域地区等）					
	11	都市計画法③　都市計画のための規制（用途地区等）					
	12	都市計画法④　都市計画のための規制（都市計画事業等）					
	13	まちづくりのための建物規制（建築基準法；単体規定、集団規定）					
	14	まちづくりのための建物規制（建築基準法；建築確認等）					
	15	まちづくりのための建築規制（その他諸法）					
授業外学修 (事前学修)	事前の学修としては、指定した教科書の該当部分を読んでくることが望ましいです。その際、できるだけ具体例を想定するように心がけるといいでしょう。						
授業外学修 (事後学修)	事後の学修としては、授業で使用したレジュメを見直すとともに、教科書の該当箇所をさらにもう一度読み直すことも効果的です。						
成績評価方法・評価比率・到達目標との対応	成績評価方法			評価比率		到達目標との対応	
	定期試験での評価が基本となるが、習熟スピードなどをみて、小テスト等の実施を行う。			評価試験 60% 小テスト等 40%		①② ①②	
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合						
教科書	わかって合格る　宅建士基本テキスト 2026 年版						
参考文献	ポケット六法（令和 7 年度版）、その他適宜授業で指示します。						
その他	授業中に常時ノートＰＣを利用するので、授業の際、各自パソコンを持参するのが望ましい						